

令和3年7月20日

第7回曾於市農業委員会総会議事録

曾於市農業委員会

第7回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和3年7月20日（火） 午前9時05分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1 番	○○○○○	2 番	○○○○○	3 番	○○○○○
4 番	○○○○○	5 番	○○○○○	6 番	○○○○○
7 番	○○○○○	8 番	○○○○○	9 番	○○○○○
10 番	○○○○○	11 番	○○○○○	12 番	○○○○○
13 番	○○○○○	14 番	○○○○○	15 番	○○○○○
16 番	○○○○○	17 番	○○○○○	18 番	○○○○○
19 番	○○○○○	委員	○○○○○	委員	○○○○○
委員	○○○○○				

4 欠席委員

5 議事録署名委員

6 番 ○○○○○ , 7 番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農政係長	○○○○○
末吉分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
農林振興課	農政係	○○○○○	農政係	○○○○○

7 閉会年月日

令和3年7月20日（火） 午前11時08分

令和3年第7回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第57号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第58号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について（6月保留分）

議案第59号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画
の変更申請について

議案第60号 農地法第4条による許可申請について

議案第61号 農地法第5条による許可申請について

議案第62号 非農地証明願について

議案第63号 農地の用途変更届（200㎡未満）について

議案第64号 農用地等のあっせんについて

議案第65号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第66号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

(2) 報告第7号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和3年第7回農業委員会総会

令和3年7月20日（火） 午前9時05分

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。6月、7月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。本日は、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和3年第7回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。6番〇〇〇〇〇〇委員、7番〇〇〇〇〇〇委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第57号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

議案第57号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉83号、土地の所在地が末吉町南之郷小脇〇〇〇〇〇〇、地目は田で、面積468㎡です。渡人は、末吉町南之郷の〇〇〇〇〇〇で、受人は、末吉町南之郷の〇〇〇〇〇〇です。理由につきましては、経営拡張です。他6件でございます。よろしく願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○12番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉83号について、7月15日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○1番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉84号について、7月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉85号について、7月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、譲渡人と譲受人は、親子になります。以上で調査報告を終わります。

○11番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉86号について、7月7日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、譲渡人と譲受人は、親子になります。一緒に住んでいらっしゃって、8年になるそうです。以上で

調査報告を終わります。

○19 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 87 号について、7 月 15 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、87 m²ですが、隣接地と一緒にすいかを作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号大隅 88 号について、7 月 15 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には水稻、畑には露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。。譲渡人と譲受人は、兄弟になります。以上で調査報告を終わります。

○3 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 89 号について、7 月 6 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 57 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 58 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請 6 月保留分についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは 3 ページになります。議案第 58 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 70 号ですが、先月に調査出来なかったという事で保留になった案件でございます。よろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○4 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 70 号について、7 月 13 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。新規就農で空き家に付属する農地の取得であります。この農地と隣の家と一緒に買ってくれという要望がありまして、購入するところです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、路地野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○10 番委員 (○○○○○)

家はいくらで購入されたのですか。

○4 番委員 (○○○○○)

家の価格については、聞いておりません。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 58 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請 6 月保留分については、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 59 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは 4 ページになります。議案第 59 号について、ご説明致します。受理番号末吉 41 号、土地の所在地は、末吉町二之方道合○○○○○、地目は畑で、面積 1,435 m²の内 454 m²です。申請人は、末吉町二之方の○○○○○です。転用目的は、一般住宅です。変更理由は、現在、借家に居住しているが、手狭で不便な為、申請地に自己の住宅を新築したいという事で、5 条と同時に申請です。変更区分については、除外です。他 8 件です。よろしくお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○17 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 41 号について、7 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新住吉自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路、南が宅地、北が畑であります。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を建築する面積 1,435 m²のうち 454 m²であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は側溝へ放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、一般住宅を建築する事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○推進委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉 42 号について、7 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新住吉自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで畑、南が宅地、北が畑であります。目的実現の確実性は、農業用倉庫を既に設置しており実現確実と思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、農業用倉庫を設置している面積 580 m²は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下で適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当し、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、農業用倉庫を既に設置している事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調

○15 番委員 (○○○○○)

○推進委員 (○○○○○)

○推進委員 (○○○○○)

受理番号財部 47 号について、7 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、箕原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が水路と市道を挟んで宅地、北が道路と水路を挟んで田であります。目的実現の確実性は、一般住宅を新築する具体的計画があり確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を建築する面積 570 m²は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。なお、500 m²を超過していますが、南側の 85 m²は、いびつな形で住宅建築に向かない事から超過理由として適当と思います。排水等については、合併浄化槽を設置し、生活排水及び雨水共に南側の道路側溝に放流する事から適当と思います。被害防除につきましては、周囲にブロック塀を設置し、建物の高さも加減する計画である事から、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、一般住宅を建築する事から、除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇12 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 48 号について、7 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、正部自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が水路を挟んで山林と道路を挟んで宅地、西が田と河川、南が道路を挟んで田と原野、北が道路と河川及び田であります。目的実現の確実性は、自己資金で通帳の写しが添付されており確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 2,923 m²に杉 575 本を植林する予定で、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下で適当と思います。被害防除につきましては、植林の際は、4 m 程度の緩衝地を設けます。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。耕作者である渡人は、高齢で後継者もおらず、申請地は、不耕作地となっていたところ、林業を営む受人が事業拡大の為、取得しようとするもので、除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇推進委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 49 号について、7 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、空比野自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が畑、南が宅地、北が道路を挟んで畑であります。目的実現の確実性は、牛舎等を新築する具体的計画があり確実と思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。なお、県営土地改良事業の施工区域内にあり、工事完了から 8 年経過していない農地になります。計画面積については、全体面積 2,193 m²に牛舎 2 棟・堆肥舎 1 棟・放牧場等を設置する予定で、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、道路側溝へ流し、家畜排泄物は、堆肥舎で攪拌処理後、圃場に還元する為適当と思います。被害防除につきましては、市道添いに緩衝地を設けます。また、南側の宅地には、人家は無く、畜舎、倉庫が建っており、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請人は、現在、肉用牛 17 頭を飼育していますが、規模拡大を考えており、申請地に新たに牛舎等を建築するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。但し、県営土地改良事業の施工区域内にあり、農振法に規定されている工事完了から 8 年を経過した農地ではない為、事業主体である県や関係機関と協議の上、補助金返還等の措置を講じた場合には、用途変更やむを得ないという意見の一致をみて、条件付きの許可意見です。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○４番委員（○○○○○）

財部 49 号についてですが、工事完了から 8 年経っていないという事で、条件付きという報告をされたんですがよく解らなかったのもう一度説明をお願いします。

○議長（○○○○○会長）

事務局に説明させます。

○事務局（○○○○○係長）

県営事業について、説明致します。資料については、補足説明資料の 45 ページから 46 ページに掲載されております。45 ページですが、換地等の明細書という事で、向かって右側に換地後の筆の地番が載っております。渡人の○○○○○さんの名義で、換地後で新しく地番が付されて、財部町南俣○○○○○と○○○○○の 2 筆が工事完了しているところです。そのうちの○○○○○を今回受人である○○○○○さんが取得して、堆肥舎と牛舎を建築しようとするものです。転用許可の前段の農振の用途変更の申請です。46 ページになりますが、県営事業は、何かという事になりますが、畑地帯総合整備事業第 4 曾於北部杣比野換地区事業になります。換地とは、今の圃場を道路を含めて全てやり直しして新しく地番が法務局で振られるというものです。事業面積が 30 ha でこちらの換地図の表示されているのが受益地になります。事業費が 4 億 1 千 5 百 20 万円になります。受益農家が 39 戸、事業費の負担率が国が 50% 県が 28.75% です。市と受益者が 21.25% で 100% となっております。補助金の返還ですが、渡人の○○○○○さんに補助金が交付された訳ではなく、事業費 4 億 1 千 5 百 20 万円を面積で按分した特別徴収金として転用がなされるのであれば、国や県に補助金返還となります。それが、工事完了後 8 年経過していないものに適用されるものです。この補助金返還が整った場合には、用途変更可能であるという事です。その前に国や県と協議しなければいけないという事になります。以上です。

○４番委員（○○○○○）

補助金の返還額といつまでに補助金を返すのか。解ったら教えてください。

○事務局（○○○○○係長）

事業主体が、県なのですが実務を担っているのが、大隅にあります畑かんセンターになります。畑かんセンターにお尋ねしたところ、国との協議を含むので、かなりの時間を要するだろうという事でした。概算ですが、1 年近くかかるだろうという事でした。補助金額については、おそらく、事業費面積分から転用しようとする面積分相当分を返還する事になると思います。以上です。

○４番委員（○○○○○）

とりあえず、補助金を返せば可能という事ですよね。

○事務局（○○○○○係長）

国と県と協議して補助金の返還が決まって、補助金返還額が○○○○○さんの方へ特別徴収金の請求が整えば用途変更可能となります。

○４番委員（○○○○○）

それはですよ。全てクリアしてから申請するのが当たり前じゃないですか。条件付きというのが今ピンとこないのですが。許可か不許可かというのではないのですか。国と県と整備事業が絡んでいるのであれば、しっかりと片付けてから申請されるのが当たり前じゃないのですか。

○議長（○○○○○会長）

まだ協議すら進んでない状況で、急いで許可するという事は、どうでしょうか。ここは、どのようにするのか結論を聞いてからという事で、どうでしょうか。保留でどうでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

それでは、今回は保留という事に致します。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 59 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請については、財部 49 号を除いて、除外、用途変更、やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外、用途変更、やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 60 号農地法第 4 条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは 6 ページになります。議案第 60 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 14 号、土地の所在地が、末吉町深川仲角○○○○○、地目は畑で、面積 200 ㎡です。申請人は、末吉町深川の○○○○○で、転用目的は、車庫・旋回スペースです。理由につきましては、平成 27 年に車庫 1 棟を建築してしまいましたという事で始末書付きでございます。農振区分は、外です。他 1 件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉 14 号について、7 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、西柳井谷自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地を挟んで道路、西が畑、南が宅地、北が畑であります。目的実現の確実性は、始末書が添付されており確実と思われます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、車庫・旋回スペースを整備する 200 ㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、水路側溝へ放流するもので適当と思います。被害防除につきましては、緩衝地を設け、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外的集落接続施設等に該当し、車庫・旋回スペースを整備する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号財部 15 号について、7 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、溝ノ口自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が畑と山林、南が山林、北が畑であります。目的実現の確実性は、自己資金で通帳の写しが添付してあり確実と思われます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 1,560 ㎡に既存の牛舎 2 棟 352 ㎡とは別に、新たに牛舎 1 棟 168 ㎡と放牧場を設置する予定で、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下、家畜排泄物は、オガクズ吸着し、攪拌処理するもので適当と思います。被害防除につきましては、造成は行わず、現状のまま利用し、緩衝地を設け、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請人は、昭和 60 年頃に農地法の許可が必要だと知らず、牛舎 2 棟を建築し、肉用牛の飼育を行っていましたが、今回、9 頭から 20 頭への規模拡大を考えており、牛舎を新たに建築しようとするものです。ついては、始末書も添付されている事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。

以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 60 号農地法第 4 条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。ここで 10 分間暫時休憩致します。

（休憩：午前 10 時 04 分）

（休憩：午前 10 時 14 分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開致します。次に議案第 61 号農地法第 5 条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは 7 ページになります。議案第 61 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 66 号、土地の所在地が、末吉町二之方道合○○○○○、地目は畑で、面積 1,435 m²の内 454 m²です。譲渡人は、末吉町二之方の○○○○○で、譲受人は、末吉町二之方の○○○○○です。転用目的は一般住宅で、理由につきましては、現在、借家に居住しているが、手狭で不便な為、申請地に自己の住宅を新築したいという事です。農振区分は、同時申請です。他 12 件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○17 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 66 号について、7 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で説明しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅を設置する事から転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉 67 号について、7 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新高尾自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が雑種地、南が道路を挟んで宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、資材置場として整備されている面積は、全体で 398 m²であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は側溝へ放流するもので適当と思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、既に資材置場として利用されており、また、譲渡人の始末書も添付されている事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉 69 号について、7 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で説明しましたので調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、工場・事務所・駐車場・

については、雨水を分散して自然流下するので適当と思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は、太陽光発電施設を設置し、事業の経営安定を図るもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇推進委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号大隅 75 号について、7月9日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、平原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路、南が道路、北が宅地です。目的実現の確実性は、申請人は、市外で借家住まいの税理士です。申請地には、自己の一般住宅を建築するものです。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、所要面積524㎡に住宅1棟113.74㎡と簡易倉庫11.48㎡を建築するもので、また、500㎡を超える理由書が添付されていて適当と思います。排水等については、生活排水は、合併浄化槽により処理する為、支障はないと思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、都市計画区域内にある第三種農地に該当します。申請地には、自己の一般住宅を建築するもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号大隅 76 号について、7月9日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、平原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が畑、南が畑と道路、北が道路です。目的実現の確実性は、申請人は、市内に居住する農家です。申請地には、昭和 47 年に転用許可により住宅を建築し、その後、登記手続き等をせずに現在に至っております。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、所要面積331㎡に貸家1棟59.80㎡を建築しているので適当と思います。排水等については、生活雑排水は、合併浄化槽により処理する為、支障はないと思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、都市計画区域内にある第三種農地に該当します。申請地には、過去に転用許可を受けた一般住宅を、今回、貸家として利用するもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○12 番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号財部 77 号について、7月9日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地と畑、西が宅地と畑、南が水路を挟んで田、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、金融機関の融資証明書が添付してあり確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積500㎡に住宅1棟111.37㎡は、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、生活排水は、合併浄化槽により処理し、生活排水・雨水とも北側の道路側溝に放流する事から適当と思います。被害防除については、周囲にブロック塀を設置し、緩衝地を設けます。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが不許可の例外の集落接続施設に該当します。申請人は、現在借家住まいですが、今回、申請地に一般住宅1棟を新築するもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号財部 78 号について、7月9日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、刈原田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が原野と宅地、西が水路を挟んで田と河川、南が道路を挟んで田、北が水路を挟んで田と河川です。目的実現の確実性は、融資会社の立て替え払い内定証明書、経済産業省の再生可能エネルギー認定通知書・九電の系統連系契約書が添付されて

いる事から確実です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 936 m²に太陽光パネル 102 枚を設置する面積 260.71 m²は、同種施設の規模状況からみても適当だと思います。排水等については、雨水は、自然流下とする計画ですが、隣接する既存の水路に流入するので適当だと思います。被害防除については、周囲に防護柵を設置します。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請人は、太陽光発電施設等を設置し、事業の経営安定を図るものです。工事施工後も含めて隣接地へ被害が生じることがないように指導を行い、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号財部 79 号について、7月9日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で説明しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。申請地は、第二種農地に該当します。耕作者である渡人は、高齢で、後継者もおらず、申請地は不耕作者となっていたところ、林業を営む受人が事業拡大の為、取得しようとするもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○3番委員（〇〇〇〇〇）

財部 77 号ですが、〇〇〇〇〇さんは、何年何月にこの土地を購入されたのですか。また、これは、贈与になるのかお伺いします。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

〇〇〇〇〇さんが、田を購入されたのが平成 30 年になります。3 年は、経過しているような状況で、贈与で取得されております。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

（「はい」の声あり）

○10 番委員（〇〇〇〇〇）

財部の 78 号だけが、55.08 キロのシステム出力容量と書いてありますが、パワコンの方は、49.5 キロになってないかなと思いますが。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

すいません。委員の知識についていけない状況で、そこまでは、確認しておりません。

○10 番委員（〇〇〇〇〇）

たぶん、パワコンが 9 台で、49.5 キロだと思います。他のパネル 120 キロで 49.5 キロの出力になっていると。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

50 キロ超えるとミドルソーラーにならないので、間違いなく 49.5 キロだと思います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 61 号農地法第 5 条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 62 号非農地証明願についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、10 ページになります。議案第 62 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 19 号、土地の所在地が末吉町二之方柴立○○○○○他 2 筆、地目は畑、面積 1,267 ㎡です。申請人は、末吉町二之方の○○○○○で、経緯につきましては、平成 11 年頃に、農業用倉庫を建築してしまいましたという事で、始末書付きでございます。他 3 件でございます。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○17 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 19 号について、現地調査しましたので報告致します。調査日は、7 月 9 日に行いました。申請地は、新住吉自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで畑、南が宅地、北が畑です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、申請地の西側と北側は農地ではありますが、排水等の流れ込み等はなく周辺の農地に影響はないと思います。その他農地法上特に問題はありません。建物については、平成 11 年頃に建築されたものであり、建築後 20 年以上経過し現在も利用されております。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当します。農業用倉庫として 20 年以上利用されており、農地への復元は著しく困難と思われ、また、始末書も添付されていることから、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで行いました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉 20 号について、7 月 9 日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、柿木下三区自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで山林、西が山林、南が山林、北が山林です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、申請地は、周囲を山林に囲まれており、農地がない為、排水等の影響はないと思われます。その他農地法上特に問題はありません。建物については、昭和 59 年頃に建築されたものであり、建築後 20 年以上経過し現在も利用されております。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。堆肥舎として 20 年以上利用されており、農地への復元は著しく困難と思われ、また、始末書も添付されていることから、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで行いました。以上で報告を終わります。

○15 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 21 号について、現地調査しましたので報告致します。調査日は、7 月 9 日に行いました。申請地は、上高松自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路と田、西が道路、南が田、北が宅地と田です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、申請地の東・南・北側は、農地ではありますが、排水等の流れ込み等はなく影響はないと思います。その他農地法上特に問題はありません。建物については、昭和 25 年・55 年・56 年・62 年に建築されたものであり、建築後 20 年以上経過し現在も利用されております。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当し、農業用倉庫として 20 年以上利用されており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで行いました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号大隅 22 号について、7 月 9 日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、二重

堀自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が畑です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。申請地は、隣接農地への影響はないと思います。その他農地法上特に問題はありません。申請人は、農業用倉庫1棟105㎡を建築しており、今回、始末書付きの追認となったものです。調査結果の総合意見は、申請地は、宅地として現在まで30年以上が経過しており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第62号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第63号農地の用途変更届についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは、11ページになります。議案第63号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉8号、土地の所在地が末吉町南之郷小麦迫〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積482㎡の内175㎡です。申請人は、末吉町南之郷の〇〇〇〇〇〇で、転用目的は、農業用倉庫です。他2件でございます。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○17番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉8号について、7月9日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、あおき上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路挟んで畑、南が道路、北が宅地です。目的実現の確実性は、農業用倉庫を既に設置しており確実です。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積482㎡の内175㎡に農業用倉庫であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、側溝へ放流するので問題ありません。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、転用目的が農業用倉庫です。設置により耕作が不能になる面積が175㎡で、転用許可を要しない200㎡未満の農業用施設に該当し、また、始末書も添付されていることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉9号について、7月9日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、柿木下二区自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が川を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、農業用倉庫を既に設置してあり確実です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積581㎡の内184㎡に農業用倉庫で、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下するもので適当と思います。被害防除については特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、転用目的が農業用倉庫になります。設置により耕作が不能になる面積が184㎡で、転用許可を要しない200㎡未満の農業用施設に該当し、また、始末書が添付されており、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調

査致しました。以上で調査報告を終わります。

○14 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 10 号について、7 月 9 日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、飯田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が道路、南が道路、北が雑種地です。目的実現の確実性は、申請地は、平成 24 年頃から甘藷の貯蔵庫として利用しており、今後も同じ目的で利用する事から確実です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、所要面積 100 m²に貯蔵庫 30 m²を設置しており適当と思います。排水等については、雨水のみ自然流下で問題ありません。隣接する道路と 3 m 下がりの為、土砂の流失ありません。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当しますが、転用目的が貯蔵庫です。始末書による追認であり、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○推進委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○10 番委員 (○○○○○)

事務局にお尋ねします。私の記憶では、200 m²以下はしなくて良いよという事だったと記憶してはいますが、だから農家さんにも 200 m²以下だとしなくて良いよと話をしておりましたが、何 m²からがダメなのか、壁があった場合は、4 方囲った壁なのか 2 方なのか、税務上では、2 方は OK です

ね。そこら辺りを明確にしてほしいのですが。

○事務局 (○○○○○局長)

以前、200 m²未満について、しなくて良いよという事については、記憶にないところです。200 m²未満については、届け出だけで、転用は、しなくて良いですよという意味で言われたのかもしれないと今思ったところでございます。200 m²未満については、届け出だけで良いので、必ず届け出を出して頂くようによろしくお願いしたいと思います。それから、壁については、税務サイドでは、4 方がとか言われますけど、この転用や用途変更等については、農地を農地として使えなくなつたと言う事になります。例えば、コンクリートを張ったり、砂利を敷いたりすると必要になってきます。耕作不可能になった場合はという事になります。また、200 m²が基準になりますので、200 m²未満は用途変更届で、200 m²以上は転用許可が必要というふうになります。以上です。

○10 番委員 (○○○○○)

小規模な牛農家で、土の上に堆肥を置いて、そこから、田畑に堆肥を撒くというのは、どうなるんですかね。

○事務局 (○○○○○局長)

農地としてすぐ使えるようであれば、しなくて良いですが、そうでなければしなないといけないという事になります。よくあるのがロールですけど、1 年以上ある場合は、転用許可が必要になっていくと思います。判断が非常に難しいと思います。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「はい」の声あり)

○13 番委員 (○○○○○)

今の質問に付随してですが、200 m²未満の建屋の周りに旋回するために、砂利を敷いていたら届け出だけでは済まないという事ですよね。

○事務局 (○○○○○局長)

厳密に言えば、農地として使えないようであれば、転用許可が必要となります。建屋の周りに旋

回するために砂利を敷いていたら、農地として使えないので転用許可が必要になってきます。

○4番委員（○○○○○）

今の質問からですが、末吉の8号と9号ですが内175㎡、内184㎡ですが、残りは作付けされているのですか。

○17番委員（○○○○○）

8号については、野菜を植えてありました。9号については、記憶が曖昧です。すいません。

○事務局（○○○○○局長）

8号については、私も現地に行きましたのでお答えします。こちらの方は、自己管理という事で作付けされておりませんでした。

○4番委員（○○○○○）

すぐにでも作付けできる状態ですか。

○事務局（○○○○○局長）

はい出来ると思います。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第63号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第64号農用地等のあっせんについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは12ページになります。議案第64号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉64号、申出者が鹿児島市皇徳寺台の○○○○○で、申出地の所在が末吉町二之方本明渡り○○○○○他1筆、地目は田、面積合計1,014㎡です。申出の内容は、売りたいです。他2件です。よろしく願います。

○議長（○○○○○会長）

ここで、あっせん委員を指名致します。末吉64と65については、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉66については、11番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名致します。

○議長（○○○○○会長）

続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願い致します。

○2番委員（○○○○○）

末吉39号は、打切で願います。

○5番委員（○○○○○）

先程のあっせんの末吉65は、成立です。末吉40号は、打切で願います。

○1番委員（○○○○○）

末吉41号は、継続で願います。

○17番委員（○○○○○）

末吉42号43号は、継続で願います。

○11番委員（○○○○○）

末吉45号は、継続で願います。

○9番委員（○○○○○）

大隅46号は、打切で願います。

○8番委員（○○○○○）

大隅 47 号は、継続でお願いします。
○14 番委員 (○○○○○)
財部 48 号は、継続でお願いします。
○1 番委員 (○○○○○)
末吉 51 号は、継続でお願いします。
○11 番委員 (○○○○○)
末吉 52 号は、打切でお願いします。
○5 番委員 (○○○○○)
末吉 53 号 54 号は、打切でお願いします。
○14 番委員 (○○○○○)
財部 58 号は、継続でお願いします。
○6 番委員 (○○○○○)
財部 59 号 60 号は、継続でお願いします。
○5 番委員 (○○○○○)
末吉 61 号は、継続でお願いします。
○8 番委員 (○○○○○)
大隅 62 号は、継続でお願いします。
○19 番委員 (○○○○○)
大隅 63 号は、継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)
大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願い致します。
○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 65 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 10 年以上財部 105 再設定 3 年以上 6 年未満大隅 311 再設定 10 年以上財部 138 を除いて議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け、農用地利用集積計画の利用権設定は、期間ごとに中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)
新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)
新規 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)
再設定 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)
再設定 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)
再設定 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)
再設定 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 65 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 10 年以上財部 105 再設定 3 年以上 6 年未満大隅 311 再設定 10 年以上財部 138 を除いて申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

（「○○○○○委員退席」）

○議長（○○○○○会長）

議案第 65 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 10 年以上財部 105 再設定 10 年以上財部 138 についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 65 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 10 年以上財部 105 再設定 10 年以上財部 138 については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席をお願いします。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

（「○○○○○委員退席」）

○議長（○○○○○会長）

議案第 65 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 3 年以上 6 年未満大隅 311 についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 65 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 3 年以上 6 年未満大隅 311 については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席をお願いします。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 66 号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 66 号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に報告第 7 号合意解約等の報告については、総会資料の 28 ページから 34 ページですのでご覧下さい。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

（「はい」の声あり）

○10 番委員（○○○○○）

市長への提言について

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「はい」の声あり）

○13 番委員（○○○○○）

第 3 条の空き家に付随する件について

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「はい」の声あり）

○14 番委員（○○○○○）

農地部会について

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局（○○○○○局長）

事務連絡

○事務局（○○○○○次長）

70 周年記念大会について

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和 3 年第 7 回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和3年7月20日（火） 午前11時08分開会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員